

【連絡票の記載例】

1(1) 本人が転居した場合

本人が独り暮らしをできなくなったので、平成〇年〇月〇日に、〇〇老人ホームに入居しました。施設利用料は、月額〇〇万円になる見込みです。

本人の住民票は、上記の老人ホーム所在地に変更しました。

法務局に対する後見登記の変更登記は手続済みです。

本人の住民票（または、後見登記事項証明書）と老人ホームの施設契約書の写しを同封しました。

1(2) 後見人が転居した場合

後見人の住所と連絡先が変更になりました。新しい連絡先は、住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、日中の連絡先は、〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。

法務局に対する後見登記の変更登記は手続済みです。

住民票の写し（または、後見登記事項証明書）を同封しました。

2 本人が死亡した場合

平成〇年〇月〇日、本人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。

3 後見人が死亡した場合

平成〇年〇月〇日、後見人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。私は、本人の兄の〇〇〇〇です。私への連絡は、住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、携帯電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇までお願いします。後任の後見人選任の申立てをする予定にしています。

4 後見事務報告書の提出が遅れる場合

〇月〇日までに後見事務の報告を求められましたが、株式の配当受領書等の資料を取り寄せているため、2週間ほど提出が遅れます。〇月〇日（延期希望日）までには提出いたします。

5 保険金を受領した場合

平成○年○月○日、本人が受取人となっている○○生命保険株式会社の死亡生命保険金1000万円を受領しました。保険金は、本人名義の○○銀行○○支店普通預金口座（口座番号○○○○○○○○）に入金されています。

保険金の支払通知書と入金先の預金通帳のコピーを同封しました。

6(1) 遺産分割をする場合

平成○年○月○日、本人の父が死亡し、遺産分割の必要が生じました。相続人は、本人とその母の二人です。遺産は、同封した遺産目録のとおりです。

遺産は、不動産と預金のみです。不動産の固定資産税評価額は1000万円、預金残高は1000万円です。

これらの遺産のうち、本人が預金を、母が不動産を、それぞれ相続したいと思います。本人の法定相続分2分の1は確保されておりますので、この内容で遺産分割を進めてもよろしいでしょうか。

遺産分割協議案と遺産目録と不動産の全部事項証明書と固定資産評価証明書、預金通帳のコピーを同封します。

6(2) 遺産分割のために特別代理人選任を申し立てる場合

後見人と本人とは親子ですが、平成○年○月○日、本人の夫（私の父）が死亡したため、遺産分割を行うことになりました。相続人は、本人と私と妹の3人です。後見人と本人が共同相続人なので、遺産分割をするための特別代理人の選任の申立てをする予定です。裁判所に、遺産分割協議書案、遺産目録、不動産の固定資産評価証明書、預貯金の残高証明書のコピーを提出します。この内容で、特別代理人選任の申立てをして遺産分割を進めてもいいでしょうか。

7 財産を処分する場合

※ 居住用不動産を処分する場合は、改めて申立てが必要になります。

本人の預貯金が少なくなってきましたので、所在地「○○市○○町○丁目○番○号」の不動産の土地及び建物を売却したいと考えています。

不動産業者の見積書を同封します。見積書によれば、不動産は1500万円で売却できそうですが、建物は古すぎるので、売却する際には解体をしなければならないとのこと。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、本人の元には1100万円が残りそうです。

この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことですので、この条件で売却してもいいでしょうか。

8(1) 高額商品を購入する場合

※ 10万円以上の商品やサービスを購入する場合には連絡票を使用してください。

平成〇年〇月〇日、本人が転倒し、足を骨折しました。そのために車椅子が必要になったのですが、本人の場合は、レンタルの車椅子では身体に合わないので、購入しようと思っています。価格は50万円になります。

商品のパンフレットを同封します。この車椅子を購入してもいいでしょうか。

8(2) 改装費の支出

このたび、本人の施設から自宅に迎えて介護することになりました。本人は、足が不自由なので転倒しないように、床のバリアフリーと手すりを取り付ける改装工事を考えています。建設業者の見積書を同封します。見積書によると改装費は約200万円かかります。本人の預貯金残高は約2000万円で、毎月2万円ほどの黒字です。また、施設費用も軽減されたので、今回の支出で本人の生活を圧迫するようなことはないと考えます。後見人としては、このうち100万円を本人の財産から支出し、残りの100万円は後見人が負担したいと考えています。

改装費として、100万円を出金してもいいでしょうか。

9 債務を返済する場合

本人が、本人の兄から平成〇年〇月〇日に300万円借りていたことが判明しました。当時、本人は離婚の慰謝料などで金が必要だったようです。

借用書は残っていませんが、平成〇年〇月〇日に本人名義の〇〇銀行〇〇支店

の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に300万円振り込まれていることから、本人の兄の話を利用し、一括返済してもいいでしょうか。

10 立替金を精算する場合

本人の施設使用料として合計100万円を後見人である私が立て替えて支払っていましたが、今回、保険金が900万円支払われたので精算したいと考えております。

立替金の明細は同封した書面のとおりです。領収書のコピーも同封します。精算してもいいでしょうか。

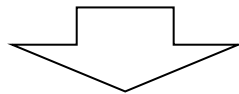
11 その他

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金から50万円を出したいと考えています。

本人の長女はすでに結婚しており、そのときには本人の判断で、結婚祝いとして50万円を出しております。また、本人の長女、二女、長男は全員、結婚祝いとして50万円を援助することに同意しています。

なお、本人の預貯金残高は2000万円で、毎月黒字収支ですので、今回のことで生活を圧迫するようなことはありません。結婚祝いとして50万円を出してもいいでしょうか。

回答できない例



これに対し・・・

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金からいくらなら出してもよいでしょうか。

「11 その他」のように、後見人が何をしたいのかについて、具体的に後見人としての意見を記載してください。「回答できない例」のように、どうすれば認められるかといった質問にはお答えできません。